

行政不服審査会運営規則の改正について

平成30年1月23日

1 改正の趣旨、必要性

行政不服審査会運営規則（以下「運営規則」という。）について、諮問事件についての調査審議を進めていく中で、更なる改正事項が生じたことから、運営規則について所要の改正を行うこととする。

2 改正箇所

運営規則のうち、以下の点について所要の改正を行う。

(1) 諮問書の様式別紙の一部改正（様式第1号の1及び第1号の2関係）

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）43条1項の規定に基づき、審査庁が当審査会に対して諮問を行う場合には、運営規則5条の規定に基づき、同条各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとされているところ、当該諮問書の様式について、以下の2点の改正を行う。

ア 不作為についての審査請求の場合における当初の申請の記号番号の記載の廃止（様式第1号の2関係）

現行の諮問書の様式別紙では、不作為についての審査請求の場合、審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請年月日とともに、当該申請の記号番号の記載を求めているが、当該記号番号は、当審査会が調査審議を行う上で必ずしも必要な情報ではないことから、記載を求めないこととする。

イ 添付書類等の記載順序の変更（様式第1号の1及び第1号の2関係）

現行の諮問書の様式別紙では、諮問書に添付すべき書類について、その根拠となる法及び運営規則の規定順に番号を振って掲げているが、審査庁が当審査会に対して諮問を行う場合には、当該番号順に書類を並べて提出するケースが多いことに鑑み、当該記載順序を、当審査会の調査審議の効率化に資する順番に変更することとする。

(2) 主張書面等の写し等の送付に要する費用に係る郵便切手の取扱いの明確化（様式第15号関係）

法78条1項の規定に基づく主張書面等の写し等の交付について、審査請求人等が送付（郵送）を求める場合には、運営規則17条2項の規定に基づき、主張書面等交付実施申出書（様式第17号）を提出する際に、当該送付に要する費用に相当する郵便切手を同封することとされているが、その際、必要額より大きい額の郵便切手が同封された場合の当審査会の対応を明確化することとする。

3 改正時期

平成30年1月下旬（予定）

行政不服審査会運営規則 新旧対照表

平成30年1月24日

改正後の条文	現行の条文
	<p>(諮問の方法)</p> <p>第5条 法第43条第1項の規定による諮問(以下単に「諮問」という。)は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。</p> <p>(1) 処分についての審査請求に係る事件 様式第1号の1の諮問書</p> <p>(2) 不作為についての審査請求に係る事件 様式第1号の2の諮問書</p> <p>(主張書面等の閲覧又は交付)</p> <p>第16条 法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、様式第13号の主張書面等閲覧等請求書により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえ、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、様式第15号又は第16号の書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。</p> <p>また、審査請求人又は参加人(次条及び第18条において「審査請求人等」という。)に対して様式第15号の書面により交付を実施する旨の通知を行う場合には、様式第17号の主張書面等交付実施申出書(様式書面)を</p>

(同右)

添付し、手数料の納付方法等を確認する。
4・5 (略)

(手数料等の納付)

第17条 (略)

2 令第23条で準用する令第14条第1項の規定による主張書面等の送付を求める審査請求人等の当該送付に要する費用の納付は、主張書面等交付実施申出書を提出する際に、当該費用に相当する郵便切手を同封して提出することにより、行うものとする。

(同右)

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年4月26日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年8月9日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年11月7日から施行する。
附 則
この規則は、平成29年1月16日から施行する。
附 則
この規則は、平成29年6月29日から施行する。
附 則
この規則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年4月26日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年8月9日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年11月7日から施行する。
附 則
この規則は、平成29年1月16日から施行する。
附 則
この規則は、平成29年6月29日から施行する。

様式第1号の1（処分についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審査庁名
〇〇 〇〇



諮 問 書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づき処分に係る審査請求
について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

（同右）

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日、記号番号 (2) 処分をした行政庁 (3) 処分の名宛人 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 諮問説明書 ② 審理員意見書(写し) ③ 事件記録(写し) ④ 事件記録(写し)につき法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該処分の決定通知書(写し) ⑦ 当該処分の申請書及び当該処分に係る審査基準(写し)又は当該処分に係る処分基準(写し) ⑧ その他参考資料
6 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
(注2) 5の②の「審理員意見書(写し)」及び③の「事件記録(写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。
(注3) 5の①、④及び⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥及び⑦は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。
(注4) 5の⑤～⑦は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥及び⑦の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。
(注5) 5の⑧の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日、記号番号 (2) 処分をした行政庁 (3) 処分の名宛人 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 審理員意見書(写し) ② 事件記録(写し) ③ 事件記録(写し)につき法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ④ 諮問説明書 ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該処分の決定通知書(写し) ⑦ 当該処分の申請書及び当該処分に係る審査基準(写し)又は当該処分に係る処分基準(写し) ⑧ その他参考資料
6 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

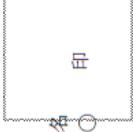
(注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
(注2) 5の①の「審理員意見書(写し)」及び②の「事件記録(写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。
(注3) 5の③～⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥及び⑦は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。
(注4) 5の⑤～⑦は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥及び⑦の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。
(注5) 5の⑧の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

様式第1号の2（不作為についての審査請求に係る諮問書）

〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審査庁名
〇〇〇〇



諮 問 書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づき処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

（同右）

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日 (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 諮問説明書 ② 審理員意見書 (写し) ③ 事件記録 (写し) ④ 事件記録 (写し) につき法第7.8条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該不作為に係る処分についての申請書 (写し) 並びに当該処分に係る審査基準 (写し) 及び当該処分に係る標準処理期間 (写し) ⑦ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 2の「処理期間」については、該当するものの口にチェックの上、記載すること。
(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
(注3) 6の②の「審理員意見書 (写し)」及び③の「事件記録 (写し)」については、行政不服審

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日、記号番号 (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 審理員意見書 (写し) ② 事件記録 (写し) ③ 事件記録 (写し) につき法第7.8条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ④ 諮問説明書 ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該不作為に係る処分についての申請書 (写し) 並びに当該処分に係る審査基準 (写し) 及び当該処分に係る標準処理期間 (写し) ⑦ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 2の「処理期間」については、該当するものの口にチェックの上、記載すること。
(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているた

査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注4) 6の①、④及び⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥は同条第2項第4号に規定する書類である。

(注5) 6の⑤及び⑥は該当する書類がない場合には添付不要であり、⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注6) 6の⑦の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

め。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の①の「審理員意見書(写し)」及び②の「事件記録(写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注4) 6の③～⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥は同条第2項第4号に規定する書類である。

(注5) 6の⑤及び⑥は該当する書類がない場合には添付不要であり、⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注6) 6の⑦の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

様式第15号（主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇様 [審査庁名 殿]

行政不服審査会 公印

主張書面等の閲覧等の実施について（通知）

平成〇〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記的主張書面等の閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]については、実施することとしたので、行政不服審査会運営規則第16条第3項の規定により、通知します。

※ 以下は、審査請求人又は参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載すること。

写し等の交付については、別紙の「主張書面等交付実施申出書」（様式第17号）に必要な手数料の額の収入印紙を貼付するとともに、実施方法の変更を希望する場合には必要事項を記載して、平成〇〇年〇月〇日までに、持参するか、郵送で当審査会に提出してください。

なお、手数料は、審査会事務局（執務室）において現金で納付することもできます。ただし、現金書留等を用いて現金を送付することにより納付することはできません。

（同右）

- 記
- 1 閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]を実施する主張書面等の名称等

【例】 ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料

・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料

※ 閲覧等を実施する主張書面等の中に開示しない部分がある場合は、その部分及び開示しない理由を記載すること。

※ 閲覧等の求めに係る主張書面等が多数にわたる場合は、上記の内容は別表に記載すること。

- 2 閲覧又は写し等の交付（手交に限る。）ができる日時、場所

(1) 日時

平成〇〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所

総務省情報公開閲覧室（中央合同庁舎第2号館2階）

※ 写し等の交付（手交に限る。）の場合は、「行政不服審査会事務局執務室（中央合同庁舎第2号館5階）」と記載すること。

3 写し等の交付に係る手数料の額

※ 審査請求人又は参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載すること。

※ 手数料の額については、手数料の減額（免除）申請がなされている場合は、減額（免除）を行うか否かの決定結果を踏まえて記載すること。

(注) 写し等の交付については、送付による交付を希望する場合には、手数料とは別に送付の費用（郵送料）が必要となること（郵便切手〇〇〇〇円分を同封してください。なお、これより大きい額の郵便切手を同封された場合は、当該同封された郵便切手をそのまま使用しますので、御了承ください。）、また、郵送日が上記閲覧等開始日より若干遅れることに留意してください。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

3 写し等の交付に係る手数料の額

※ 審査請求人又は参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載すること。

※ 手数料の額については、手数料の減額（免除）申請がなされている場合は、減額（免除）を行うか否かの決定結果を踏まえて記載すること。

(注) 写し等の交付については、送付による交付を希望する場合には、手数料とは別に送付の費用（郵送料）が必要となること（〇〇〇〇円で、郵便切手で納付）、また、郵送日が上記閲覧等開始日より若干遅れることに留意してください。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇